

令和5年分扶養親族等申告書の記入方法

■令和5年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の記入方法

※ ご記入にあたっては、楷書体のわかりやすい文字での記入をお願いいたします。

ご本人が障害者・寡婦等に該当せず、
控除対象となる配偶者または、扶養親族がおらず、
退職手当等を受ける見込みのある配偶者または扶養親族がいなければ、申告書の提出は不要です。

提出日をご記入ください。

提出年月日

令和 4 年 10 月 4 日



A欄の記入

A 受給者			
フリガナ	ネンキン タロウ	1 本人障害	1. 普通障害 2. 特別障害
氏名		2 寡婦等 本人の年間所得見積額 (500万円以下)	1. 寡婦 (子がない女性の方) 2. ひとり親 (子がいる方)
電話番号		退職所得を除いた 所得見積額で 要件に該当	地方税(個人住民税)控除のみ 4. 寡婦 5. ひとり親
生年月日	昭和 31年 11月 30日	3 本人所得	年間所得の見積額が900万円を超える 場合は右の欄に○をしてください。

ご本人の氏名、電話番号を(手書き分の場合は個人番号(または基礎年金番号)・年金コード、住所、生年月日も記入)ご記入ください。

- 成年後見人等が代理で記載する場合は、「受給者氏名」をご記入ください。そして裏面⑭「摘要」欄に代筆した旨と成年後見人の氏名をご記入ください。
- 日本年金機構から送付している申告書には、基礎年金番号・年金コード、住所の記入欄はなく、氏名のフリガナ、生年月日はあらかじめ印刷してあります。
- 押印は不要です。

A 受給者	
フリガナ	ネンキン タロウ
氏名	年金 太郎
電話番号	03-XXXX - XXXX
生年月日	昭和 31年 11月 30日



1

受給者が普通障害者に該当する場合は「1. 普通障害」、特別障害者に該当する場合は「2. 特別障害」を○で囲んでください。なお、いずれにも該当しない場合は記入は不要です。

- 障害者に該当する場合は、裏面⑭「摘要」欄に、ご本人の氏名、身体障害者手帳等の種類と交付年月日、障害の程度（等級など）をご記入ください（手帳等の名称は正しくご記入ください）。
- 日本年金機構から送付している申告書には、前年に申告書を提出され、障害者に該当する旨記載いただいていた方には、あらかじめ前年申告内容に基づく○が印刷してあります。
- 普通障害者または特別障害者に該当するかについては、P20「障害者とは」をご覧ください。
- 提出する際、障害の程度を示す証明書の添付は必要ありません。
- 介護保険法で定められている要介護認定の等級、各種公的年金制度から支給されている障害年金の等級などとは直接関係ありません。

1 本人障害

1. 普通障害

2. 特別障害



D

摘要欄

⑭

摘要

年金 太郎 身体障害者手帳（4級 平成29年9月1日交付）

- あらかじめ印刷されている状態が前年から変更となる場合、印刷されている○を二重線で抹消し、新たに該当する箇所を○で囲んでください。該当しなくなる場合は二重線で抹消のみ行ってください（訂正印は不要です）。



1 本人障害

~~1. 普通障害~~

2. 特別障害

2

「^か ^ふ 寡婦等」欄について、該当する項目を○で囲んでください。なお、いずれにも該当しない場合は記入は不要です。

- 寡婦、ひとり親に該当するかについては、「寡婦・ひとり親とは」（下の表）をご覧ください。
- 日本年金機構から送付している申告書には、前年に申告書を提出され、寡婦・ひとり親に該当する旨記載いただいていた方には、あらかじめ前年申告内容に基づく○が印刷してあります。
- 提出する際、寡婦・ひとり親を示す書類の添付は必要ありません。

^か ^ふ 寡婦・ひとり親とは

所得税法上の「寡婦」、「ひとり親」とは、受給者本人が現在結婚をしていない、または、配偶者の生死が明らかでない方で、以下の条件に該当する方をいいます（住民票の続柄欄に「夫（未届）」「妻（未届）」、またはそれらと同様の記載がある場合を除きます）。

本人の所得要件	本人の性別	扶養親族等の要件	配偶者との関係	区分
500万円以下	男性	子 ^(※) がいる	死別・離婚 生死不明 婚姻歴なし	ひとり親
	女性	子 ^(※) がいる	死別・離婚 生死不明 婚姻歴なし	ひとり親
		子以外の扶養親族がいる	死別・離婚 生死不明	寡婦
		扶養親族がいない	死別・生死不明	寡婦

※「子」は、他の方の同一生計配偶者または扶養親族とされていない方で、受給者本人と生計を一にする所得額 48 万円以下の方に限られます。

本人の所得が 500 万円を超える場合や扶養親族の所得が 48 万円を超える場合は、所得税の控除対象となりません。しかし、退職所得を除いた所得額が受給者ご本人は 500 万円以下、扶養親族は 48 万円以下である場合は、地方税（個人住民税）の控除対象となります。

所得税の控除対象となる場合は上段の「1. 寡婦」または「2. ひとり親」に○をしてください。地方税（個人住民税）の控除対象となる場合は下段の「4. 寡婦」または「5. ひとり親」に○をしてください。

2 寡婦等 本人の年間所得見積額 (500万円以下) 退職所得を除いた 所得見積額で 要件に該当	1. 寡婦 (子がない女性の方)	2. ひとり親 (子がいる方)
	4. 寡婦	5. ひとり親

地方税（個人住民税）控除のみ

3

ご本人の令和5年分の所得見積額を算出し、所得見積額が900万円を超える場合は○をつけてください。900万円を超えない場合は不要です。

- 所得の金額の計算については、P21「[所得金額の計算方法](#)」をご覧ください。
- 計算の結果、所得の金額がマイナスの金額となった場合は、「0」万円と判断してください。
- 本人所得が900万円を超えると、配偶者の控除額を計算する際に影響します。**5** 欄をご覧ください。

3 本人所得

年間所得の見積額が**900万円を超える**
場合は右の欄に○をしてください。



配偶者または、扶養親族がいない場合

ご本人が障害者・寡婦等に該当しなければ、申告書の提出は不要です。
ご本人が障害者・寡婦等に該当する場合は、**16** へ進んでください。

B欄の記入

B 控除対象となる配偶者		5 配偶者の区分		6 配偶者障害	
4 源泉控除対象配偶者 または 障害者に該当する同一生計配偶者		配偶者の収入が年金のみで、 下記1、2のどちらかに該当の方は 右の欄に○をしてください。 1. 65歳以上の場合、年金額が 150万円以下の方 2. 65歳未満の場合、年金額が 100万円以下の方 上記以外の場合 「手引き」を参照し、右の欄に年間所得 の見積額をご記入ください。（収入が ない方はゼロを記入） 退職所得がある方は、右の欄に○をし たうえで、上記金額から退職所得を除 いた金額をご記入ください（退職所得 がない方は記入不要です）。		当なしの場合は記入不要	
フリガナ				1. 普通障害 2. 特別障害	
氏名				7 同居等の区分	
続柄	1. 夫 2. 妻			1. 同居 2. 別居	
生年月日	1. 明 3. 大 5. 昭 7. 平 年 月 日			8 配偶者老人区分	
個人番号 (マイナンバー)				1. 非居住者 2. 老人 配偶者の所得見積額が48万円 以下かつ70歳以上の場合に該当	

4 配偶者の氏名、生年月日を記入し、該当する続柄を○で囲んでください。

➤日本年金機構から送付している申告書には、前年に申告書を提出され、配偶者の氏名等記載いただいていた方には、配偶者の氏名等をあらかじめ印刷してあります。

B 控除対象となる配偶者	
4 源泉控除対象配偶者 または 障害者に該当する同一生計配偶者	
フリガナ	ネンキン ヨシコ
氏名	年金 好子
続柄	1. 夫 2. 妻
生年月日	1. 明 3. 大 5. 昭 7. 平 年 月 日 30 10 24



- 『控除対象となる配偶者』は以下のいずれかの条件に該当する方です。
- 令和5年中の所得の見積額が900万円以下の受給者と生計を一にする配偶者で、所得のない方または令和5年の所得の見積額が95万円以下の方
 - 令和5年中の所得の見積額が900万円を超える受給者と生計を一にする配偶者で、令和5年の所得の見積額が48万円以下（または所得がない）で、障害者に該当する方
⇒所得の金額の計算については、P21「[所得金の計算方法](#)」をご覧ください。
 - 法律上婚姻関係にない方は控除対象となる配偶者に該当しませんのでご注意ください。
- 配偶者の所得の見積額が95万円を超える場合は所得税の控除対象となりません。しかし、配偶者の所得の見積額に退職所得が含まれており、退職所得を除いた所得の見積額が95万円以下である場合、地方税（個人住民税）の控除対象となります。詳しくは⑤をご覧ください

- あらかじめ印刷されている配偶者が令和5年については対象とならない場合、印刷されている配偶者の氏名等全項目を二重線で抹消してください（以降の扶養親族についても対象とならない場合、同様に抹消してください）。訂正印は不要です。

B 控除対象となる配偶者

4 源泉控除対象配偶者 または 障害者に該当する同一生計配偶者	
フリガナ	年金 好子
氏名	年金 好子
続柄	1. 夫 2. 妻
生年月日	1. 明 3. 大 7. 平



●個人番号（マイナンバー）欄について

- 日本年金機構から送付している申告書には、前年に申告書を提出され、配偶者の個人番号（マイナンバー）（以下「マイナンバー」という）を記入していただいていた方には、マイナンバーの収録状況表示欄に「収録済」と印刷してあります。
- マイナンバーの収録状況表示欄に「収録済」と記載されている場合は、マイナンバーの記入は不要です。マイナンバーの変更をされた場合は、裏面⑭「摘要」欄に配偶者の氏名、変更後のマイナンバーをご記入ください。
- マイナンバーの収録状況表示欄に「未収録」と記載されている場合、または前年に配偶者を記入して提出していただけていない（マイナンバーの収録状況表示欄に斜線が引かれています）場合、所得税法第203条の6の規定により**マイナンバーのご記入をお願いします。番号を確認するための書類の添付は不要です（記入がない場合でも申告書は受け付けします）。**

- ・マイナンバーの収録状況表示欄に「収録済」と記載されている場合
⇒マイナンバーの記入は不要です。

個人番号 (マイナンバー)	収録済	* * * * *
------------------	-----	-----------

※マイナンバーを変更した場合は、申告書裏面「摘要」欄にご記入ください。

D 摘要欄

⑭ 年金 好子 変更後マイナンバー 33333333333

- ・マイナンバーの収録状況表示欄に「未収録」と記載されている場合 または
- ・マイナンバーの収録状況表示欄に斜線が引かれているが、新たに配偶者を記入する場合
⇒マイナンバーをご記入ください。

個人番号 (マイナンバー)	未収録	/ / / / /
------------------	-----	-----------

個人番号 (マイナンバー)	/	/ / / / /
------------------	---	-----------

「配偶者の区分」欄は、配偶者の収入が公的年金のみで、令和5年中の収入見積額が申告書に記載されている年金額以下であれば上段に○を、それ以外であれば、中段に全ての所得を合計した年間所得見積額をご記入ください。

- **配偶者を控除対象とするために必ず記入が必要です。記入漏れのないようご注意ください。**
- 所得の金額の計算については、P21「**所得金額の計算方法**」をご覧ください。
- 令和5年中の収入金額が申告書に記載されている年金額以下である場合、配偶者の所得見積額は48万円以下となります。
- 計算の結果、所得の金額がマイナスの金額となった場合は、「0」万円とご記入ください。
- 日本年金機構から送付している申告書には、前年に申告書を提出され、配偶者の氏名等記載いただいていた方には、あらかじめ前年申告内容に基づく○や金額が印刷してあります。
前年配偶者の年間所得見積額が48万円以下で申告いただいた場合、年金を受給していない方も含め、一律、上段に○を印刷しています。前年より配偶者の収入が増加した場合は、○を抹消し、改めて所得見積額を中段にご記入ください。

「○」をする場合

5 配偶者の区分	
配偶者の収入が年金のみで、下記1、2のどちらかに該当の方は右の欄に○をしてください。 1. 48万円以下の方 2. 48万円超の方、年金額が118万円以下の方	○
上記以外の場合	
「年別」を参照し、右の欄に年間所得の金額を記入してください。（収入がない方は0を記入）	万円
遺贈所得がある方は、右の欄に○をしてください。上記金額から遺贈所得を除いた金額を記入してください（遺贈所得がない方は記入不要です）。	遺贈所得あり 万円



金額を記入する場合

5 配偶者の区分	
配偶者の収入が年金のみで、下記1、2のどちらかに該当の方は右の欄に○をしてください。 1. 48万円以下の方 2. 48万円超の方、年金額が118万円以下の方	○
上記以外の場合	
「年別」を参照し、右の欄に年間所得の金額を記入してください。（収入がない方は0を記入）	58 万円
遺贈所得がある方は、右の欄に○をしてください。上記金額から遺贈所得を除いた金額を記入してください（遺贈所得がない方は記入不要です）。	遺贈所得あり 万円



🔗『本人所得』と『配偶者の区分』が以下に該当する場合は、以下のとおり所得税控除に制限がありますので、ご注意ください。

＜本人所得が900万円を超えない場合＞

- 『配偶者の区分』において、配偶者の年間所得見積額が48万円を超える～95万円以下の場合
 - ・ 配偶者が障害者に該当する場合でも配偶者の障害者控除（月額22,500～62,500円）は受けられません。
 - ・ 配偶者が70歳以上であっても老人控除対象配偶者控除（月額40,000円）は受けられません。
- 『配偶者の区分』において、配偶者の年間所得見積額が95万円を超える場合
 - ・ 配偶者控除の対象となりません。

＜本人所得が900万円を超える場合＞

- 『配偶者の区分』において、配偶者の年間所得見積額が48万円以下の場合
 - ・ 配偶者が障害者に該当する場合のみ、配偶者の障害者控除（月額22,500～62,500円）が受けられます。
- 『配偶者の区分』において、配偶者の年間所得見積額が48万円を超える場合
 - ・ 配偶者控除の対象となりません。

●配偶者が退職手当等を受ける見込みである場合

配偶者が令和5年に退職手当等を受ける見込みがある場合、中段にご記入いただく年間所得見積額は、退職所得を含む、全ての所得額を合計した金額をご記入ください。

そのうえで、**下段の「退職所得あり」に○をし、退職所得を除いた所得見積額をご記入ください。**退職所得がない場合、下段は記入する必要はありません。

配偶者の所得の見積額が95万円を超える場合は所得税の控除対象となりません。しかし、配偶者の所得の見積額に退職所得が含まれており、退職所得を除いた所得の見積額が95万円以下である場合、地方税（個人住民税）の控除対象となります。

（退職所得を除いても95万円を超える場合は、地方税（個人住民税）についても控除対象となりません。）

5 配偶者の区分	
配偶者の収入が年金のみで、下記1、2のどちらかに該当の方は右の欄に○をしてください。 1. 65歳以上の場合、年金額が158万円以下の方 2. 65歳未満の場合、年金額が118万円以下の方	☐
上記以外の場合	
「手引き」を参照し、右の欄に年間所得の見積額をご記入ください。（収入がない方はゼロを記入）	90 万円
退職所得がある方は、右の欄に○をし、 たうで、上記金額から退職所得を除いた金額をご記入ください（退職所得がない方は記入不要です）。	退職所得あり ☐ 40 万円



●配偶者が控除対象とならない場合の例

『本人所得』と『配偶者の区分』の記入内容によって、以下に該当する場合は、配偶者氏名等を記入いただいても**控除の対象となりません**ので、ご注意ください。

<退職所得がない場合>

① 『配偶者の区分』の中段に95万円を超える所得見積額を記入した場合

5 配偶者の区分	
配偶者の収入が年金のみで、下記1、2のどちらかに該当の方は右の欄に○をしてください。 1. 65歳以上の場合、年金額が158万円以下の方 2. 65歳未満の場合、年金額が118万円以下の方	☐
上記以外の場合	
「手引き」を参照し、右の欄に年間所得の見積額をご記入ください。（収入がない方はゼロを記入）	98 万円
退職所得がある方は、右の欄に○をし、 たうで、上記金額から退職所得を除いた金額をご記入ください（退職所得がない方は記入不要です）。	退職所得あり ☐



② 『本人所得』において、所得見積額が900万円を超えるとして○をし、
かつ『配偶者の区分』の中段に48万円を超える所得見積額を記入した場合

3 本人所得	年間所得の見積額が900万円を超える場合は右の欄に○をしてください。 ☐
--------	--

5 配偶者の区分	
配偶者の収入が年金のみで、下記1、2のどちらかに該当の方は右の欄に○をしてください。 1. 65歳以上の場合、年金額が158万円以下の方 2. 65歳未満の場合、年金額が118万円以下の方	☐
上記以外の場合	
「手引き」を参照し、右の欄に年間所得の見積額をご記入ください。（収入がない方はゼロを記入）	58 万円
退職所得がある方は、右の欄に○をし、 たうで、上記金額から退職所得を除いた金額をご記入ください（退職所得がない方は記入不要です）。	退職所得あり ☐



- ③『本人所得』において、所得見積額が900万円を超えるとして○をし、
かつ『配偶者障害』（下記 6 参照）において、障害者に該当しない場合

3 本人所得	年間所得の見積額が900万円を超える 場合は右の欄に○を記入してください。
--------	--

5 配偶者の区分	6 配偶者障害
配偶者の収入が年金のみで、 下記1、2のどちらかに該当の方は 右の欄に○を記入してください。 1. 65歳以上の場合、年金額が 158万円以下の方 2. 65歳未満の場合、年金額が 188万円以下の方 上記以外の場合 「平均」を参照し、右の欄に年間所得 の見積額を記入してください。（収入が ない方はゼロを記入） 退職所得がある方は、右の欄に○をし たうえで、上記金額から退職所得を除 いた金額を記入してください（退職所得 がない方は記入不要です）。	該当なしの場合は記入不要 1. 普通 障害 2. 特別 障害



<退職所得がある場合>

- ④『配偶者の区分』の下段の退職所得を除く所得見積額に95万円を超える金額を記入した場合

5 配偶者の区分
配偶者の収入が年金のみで、 下記1、2のどちらかに該当の方は 右の欄に○を記入してください。 1. 65歳以上の場合、年金額が 158万円以下の方 2. 65歳未満の場合、年金額が 188万円以下の方 上記以外の場合 「平均」を参照し、右の欄に年間所得 の見積額を記入してください。（収入が ない方はゼロを記入） 退職所得がある方は、右の欄に○をし たうえで、上記金額から退職所得を除 いた金額を記入してください（退職所得 がない方は記入不要です）。



6 「配偶者障害」欄は、配偶者が普通障害者に該当する場合、「1. 普通障害」、特別障害者に該当する場合、「2. 特別障害」を○で囲んでください。

また、障害者に該当する場合は、裏面の⑭「摘要」欄に、配偶者の氏名、身体障害者手帳等の種類と交付年月日、障害の程度（等級など）をご記入ください（手帳等の名称は正しくご記入ください）。なお、いずれにも該当しない場合は記入は不要です。

➤ 普通障害者または特別障害者に該当するか否かは、P20「障害者とは」をご覧ください。

➤ 日本年金機構から送付している申告書には、前年に申告書を提出され、障害者に該当する旨記載いただいていた方には、あらかじめ前年申告内容に基づく○が印刷してあります。変更がない場合、摘要欄の記載は不要です。

➤ 提出する際、障害の程度を示す証明書の添付は必要ありません。

➤ 介護保険法で定められている要介護認定の等級、各種公的年金制度から支給されている障害年金の等級などとは直接関係ありません。

6 配偶者障害	
該当なしの場合は記入不要	
1. 普通障害	2. 特別障害



● 摘要欄の記入例は **1** をご覧ください。

7 控除対象となる配偶者が別居している場合は、「同居等の区分」の『2. 別居』を○で囲み、裏面⑭「摘要」欄に、控除対象となる配偶者の氏名と住所をご記入ください。

また、控除対象となる配偶者が受給者本人または扶養親族等の対象者と同居している場合は、区分の『1. 同居』を○で囲んでください。

➤ 日本年金機構から送付している申告書には、前年に申告書を提出された方には、あらかじめ前年申告内容に基づく○が印刷してあります。

➤ 国外にお住まいの方を控除対象とする場合は、以下の「国外にお住まいの配偶者がいる場合の提出方法」をご覧ください、「国外居住の有無欄」の「1. 非居住者」に○を記入し、必要な添付書類を同封してください。前年に国外にお住まいの方を控除対象としていた場合は「1. 非居住者」に○が印刷してあります。変更がない場合、摘要欄の記入、書類の添付は不要です。

7 同居等の区分	
国外居住の有無 国内居住の場合は記入不要	
1. 同居	2. 別居
1. 非居住者	



D 摘要欄	
⑭ 摘要	年金 好子 住所 東京都 ○○市△△町××丁○番地



●国外にお住まいの配偶者がいる場合の提出方法

控除対象となる配偶者が非居住者（※）の場合は、摘要欄にその方の氏名・住所・非居住者である旨を記入してください。また、親族関係書類（注）を申告書と同封してご提出ください。

（※）「非居住者」とは、国内に住所を有さず、かつ現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有していない方をいいます。

（注）親族関係書類とは次の①または②のいずれかの書類で、その非居住者があなたの配偶者または親族であることを証するものをいいます。なお、これらの書類が外国語により作成されている場合には、日本語での翻訳文も必要になります。

①戸籍の附票の写し、その他の国または地方公共団体が発行した書類およびその配偶者又は扶養親族の旅券（パスポート）の写し

②外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類（その配偶者又は扶養親族の氏名、生年月日および住所または居所の記載があるものに限り）

7 同居等の区分	
居所居住の有無 国内居住の場合は記入不要	
1. 同居	2. 別居
1. 非居住者	



D 摘要欄	
14 摘要	年金 好子 非居住者 住所 アメリカ合衆国 _____ _____ _____

8

「配偶者老人区分」欄は、配偶者が「老人控除対象配偶者」に該当する場合は、「2. 老人」を○で囲んでください。なお、該当しない場合は記入は不要です。

➤「老人控除対象配偶者」に該当する方は、70歳以上（昭和29年1月1日以前に生まれた方）で年間所得見積額が48万円以下の配偶者です。

8 配偶者老人区分
2. 老人
配偶者の所得見積額が48万円以下 かつ70歳以上の場合に該当



C欄の記入

C 扶養親族（3人目以降は裏面にご記入ください）				11	12	13
9	控除対象扶養親族（16歳以上） または扶養親族（16歳未満）※	続柄	生年月日	障害	同居等の区分	年間所得の見積額
フリガナ		3 子 4 孫 5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 甥姪等 9 三親等以内の親族	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日 1. 特定 2. 老人	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 国外居住の有無 国内居住の場合は記入不要 2. 30歳未満 70歳以上 3. 留学 4. 障害者 5. 年38万円以上送金	48万円以下 48万円超 退職所得あり 退職所得を除いた金額が48万円以下
氏名						
機構 使用欄						
個人番号 (マイナンバー)						

扶養親族の氏名、生年月日を記入し、該当する続柄を○で囲んでください（3人目以降は裏面にご記入ください）。

- 同一人が、複数の扶養控除の対象にはなれませんのでご注意ください。
同一生計内に所得者が2人以上いるときは、扶養親族等を他の所得者の扶養親族とすることができます。また、その生計内の扶養親族等をそれぞれの所得者に分けて控除を受けたりすることもできます。このような場合には、裏面⑭「摘要」欄にご記入ください。
- 日本年金機構から送付している申告書には、前年に申告書を提出され、扶養親族の氏名等記載いただいていた方には、その方の氏名等をあらかじめ印刷してあります。

※16歳未満の扶養親族については、扶養控除の対象外となりますが、障害者に該当する場合は障害者控除の適用を受けることができます。
※「扶養親族（16歳未満）」欄は、地方税法第45条の3の3及び第317条の3の3の規定による「公的年金等受給者の扶養親族申告書」の記載欄を兼ねています。

『控除対象となる扶養親族』は、受給者本人と生計を一にする配偶者以外の親族で、所得のない方または令和5年中の所得の見積額が48万円以下の方のことです。

- 扶養親族の所得の見積額が48万円を超える場合は所得税の控除対象となりません。しかし、その扶養親族の所得の見積額に退職所得が含まれており、退職所得を除いた所得の見積額が48万円以下である場合、地方税（個人住民税）の控除対象となります。詳しくは13をご覧ください

C 扶養親族（3人目以降は裏面にご記入ください）			
9	控除対象扶養親族（16歳以上） または扶養親族（16歳未満）※	続柄	生年月日
フリガナ	ネンキン	イチロウ	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日 1. 特定 2. 老人
氏名	年金	一郎	5 8 11
機構 使用欄			
個人番号 (マイナンバー)	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	9 三親等以内の親族	



●個人番号（マイナンバー）欄について

- 日本年金機構から送付している申告書には、前年に申告書を提出され、扶養親族等のマイナンバーを記入していただいていた方には、マイナンバーの収録状況表示欄に「収録済」と印刷してあります。
- マイナンバーの収録状況表示欄に「収録済」と記載されている場合は、マイナンバーの記入は不要です。マイナンバーの変更をされた場合は、裏面⑭「摘要」欄に対象者の氏名、変更後のマイナンバーをご記入ください。
- マイナンバーの収録状況表示欄に「未収録」と記載されている場合、および前年に扶養親族等を記入して提出していただいていない（マイナンバーの収録状況表示欄に斜線が引かれています）場合、所得税法 203 条の 6 の規定により**マイナンバーのご記入をお願いします。番号を確認するための書類の添付は不要です（記入がない場合でも申告書は受け付けします）。**
- 記入方法の例は **4** を参照してください。

10 扶養親族の特定・老人の種別を○で囲んでください。いずれにも該当しない場合は記入は不要です。

- 平成 13 年 1 月 2 日から平成 17 年 1 月 1 日までに生まれた方については「特定扶養親族」に該当しますので、『1. 特定』を○で囲んでください。
- 昭和 29 年 1 月 1 日以前に生まれた方については「老人扶養親族」に該当しますので、『2. 老人』を○で囲んでください。
- 日本年金機構から送付している申告書には、前年に申告書を提出された方には、あらかじめ該当する種別に○が印刷してあります。

生年月日		
10 特定・老人の種別		
1. 明	3. 大	5. 昭
7. 平	9. 令	
年	月	日
5	8	11
1. 特定	2. 老人	



11 「障害」欄は、扶養親族が普通障害者に該当する場合、「1. 普通障害」、特別障害者に該当する場合、「2. 特別障害」を○で囲んでください。

また、障害者に該当する場合は、裏面の⑭「摘要」欄に、扶養親族の氏名、身体障害者手帳等の種類と交付年月日、障害の程度（等級など）をご記入ください（手帳等の名称は正しくご記入ください）。なお、いずれにも該当しない場合は記入は不要です。

- 普通障害者または特別障害者に該当するか否かについては、P20「**障害者とは**」をご覧ください。
- 日本年金機構から送付している申告書には、前年に申告書を提出され、障害者に該当する旨記載いただいていた方には、あらかじめ前年申告内容に基づく○が印刷してあります。変更がない場合、摘要欄の記入は不要です。
- 提出する際、障害の程度を示す証明書の添付は必要ありません。
- 介護保険法で定められている要介護認定の等級、各種公的年金制度から支給されている障害年金の等級などとは直接関係ありません。
- 記入方法の例は **6** を参照してください。

12 扶養親族が別居している場合は、「同居等の区分」の『2. 別居』を○で囲み、裏面⑭「摘要」欄に、その方の氏名と住所をご記入ください。

また、扶養親族が受給者本人または扶養親族等の対象者と同居している場合は、区分の『1. 同居』を○で囲んでください。

- 日本年金機構から送付している申告書には、前年に申告書を提出された方には、あらかじめ前年申告内容に基づく○が印刷してあります。
- 国外にお住まいの方を控除対象とする場合は、以下の「国外にお住まいの扶養親族等がいる場合の提出方法」をご覧ください、「国外居住の有無」欄に○をし、必要な添付書類を同封してください。
- 前年に国外にお住まいの方を控除対象としていた場合は該当する○を印刷してあります。変更がない場合、摘要欄の記入、書類の添付は不要です。

●国外にお住まいの扶養親族がいる場合の提出方法

配偶者以外の扶養親族が国外居住（非居住者）の場合は、その方を控除対象とするためには、一定の要件があります（配偶者の場合はこのような要件はありません）。

扶養親族が国外居住（非居住者）の場合、控除対象とするためには、非居住者でない扶養親族の要件（受給者と生計を一にする年間所得見積額が48万円以下である親族）に加え、以下のいずれかに該当する必要があります。

- ①対象者の年齢が30歳未満、または、70歳以上であること
- ②対象者が①に該当せず、留学のため国内に住所および居所を有しなくなったこと
- ③対象者が①に該当せず、障害者に該当すること
- ④対象者が①に該当せず、年金受給者より、その年において、生活費または教育費に充てるための送金を、年間38万円以上受ける見込みであること

上記に該当する場合は、申告書の「国外居住の有無」欄の「国外居住」に○をしたうえで、「2. 30歳未満・70歳以上」「3. 留学」「4. 障害者」「5. 年間38万円以上送金あり」のいずれかに○をしてください。そして、親族関係書類（11ページをご覧ください。）を申告書に同封してご提出ください。

上記①～④のいずれにも該当しない場合は、控除の対象となりません。

（1）対象者の年齢が30歳未満、または、70歳以上である場合

「2. 30歳未満・70歳以上」に○をしてください。

「生年月日」欄が30歳未満または70歳以上の年月日であることを確認してください。

30歳未満または70歳以上でない場合は、
（2）をご覧ください。

10 特定・老人の種別			11 障害	12 同居等の区分
1. 明 3. 大 5. 昭 7. 平 9. 令 年 月 日 6 8 11			1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 国外居住 2. 30歳未満 70歳以上 3. 留学 4. 障害者 5. 年38万円以上送金

（2）対象者の年齢が30歳以上70歳未満である場合

①～③に該当する場合、いずれかひとつに○をしてください。

① 対象者が留学のため国内に住所および居所を有しなくなった場合

「3. 留学」に○をしてください。

「3. 留学」に○をした場合は、⑦の親族関係書類に加え、現地の査証（ビザ）または在留カードの写しで、対象者が留学の在留資格に相当する資格をもって国外に在留することにより国内に住所および居所を有しなかった旨を証する書類を添付してください（これらのものが外国語で作成されている場合は、これらの訳文も必要です）。

② 対象者が障害者に該当する場合

「4. 障害者」に○をしてください。

申告書の⑪「障害」欄にも該当する区分に○をしてください。

障害状態を証明する書類は不要です。

11 障害	12 同居等の区分
1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 国外居住 2. 30歳未満 70歳以上 3. 留学 4. 障害者 5. 年38万円以上送金

③対象者が年金受給者より、生活費または教育費に充てるため送金を、年間 38 万円以上受ける見込みである場合

「5. 年 38 万円以上送金」に○をしてください。送金を証明する書類は不要です。

13 「年間所得の見積額」欄は、令和 5 年中の合計所得の金額（見積額）を計算し、該当する方を○で囲んでください。

- 所得の金額の計算については、P21「**所得金額の計算方法**」をご覧ください。
- 計算の結果、所得の金額がマイナスの金額となった場合は、「0」万円と判断してください。
- **年間所得の見積額が 48 万円を超える場合、所得税の控除対象となりません。**「48 万円超」に○をされた場合、扶養親族等を記入いたただいても、所得税の控除対象となりません。しかし、その扶養親族等の所得の見積額に退職所得が含まれており、退職所得を除いた所得の見積額が 48 万円以下である場合、地方税（個人住民税）の控除対象となります。

13

年間所得の見積額	
48万円以下	48万円超
退職所得あり	
退職所得を除いた金額が48万円以下	



●扶養親族が退職手当等を受ける見込みである場合

扶養親族が令和 5 年に退職手当等を受ける見込みがある場合、上段の「48 万円以下」「48 万円超」に○をしていただく際は、退職所得を含む、全ての所得額を合計した金額で判断ください。

そのうえで、**下段の「退職所得あり」と、「退職所得を除いた金額が 48 万円以下」に○をしてください。**退職所得がない場合や退職所得を除いても 48 万円を超える場合は、下段は記入する必要はありません。

扶養親族の所得の見積額が 48 万円を超える場合は所得税の控除対象となりません。しかし、所得の見積額に退職所得が含まれており、退職所得を除いた所得の見積額が 48 万円以下である場合、地方税（個人住民税）の控除対象となります。

（退職所得を除いても 48 万円を超える場合は、地方税（個人住民税）についても控除対象となりません。）

13

年間所得の見積額	
48万円以下	48万円超
退職所得あり	
退職所得を除いた金額が48万円以下	



14 扶養親族が欄に記入しきれない場合は「摘要」欄に、その方の氏名、続柄、生年月日、特定・老人の種別、障害の有無、同居等の区別、年間所得の見積額をご記入ください。

➤「摘要」欄に記入しきれない場合は便箋などに記入し、申告書に同封してご提出ください。その際は、便箋などには受給者の方の基礎年金番号・年金コード、氏名、生年月日をご記入ください。

15 同一生計内に所得者が2人以上いるときは、扶養親族等を他の所得者の扶養親族とすることができます。またその生計内の扶養親族等をそれぞれの所得者に分けて控除を受けたりすることもできます。

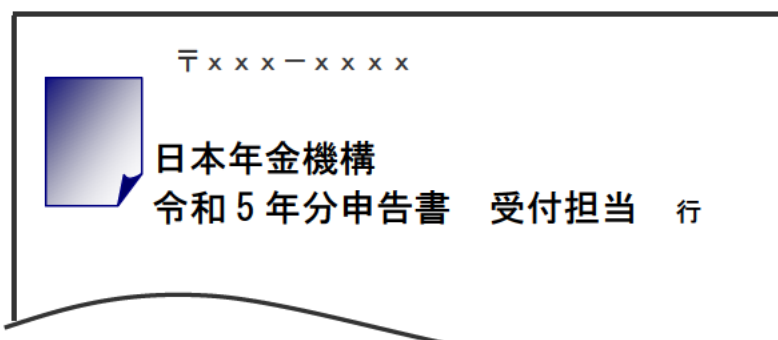
この場合には、裏面⑭「摘要」欄に以下をご記入ください。

- ・その扶養親族の方の氏名、あなたから見た続柄、生年月日、住所
- ・上記の方を扶養親族として控除を受ける他の所得者の氏名、あなたから見た続柄、住所

➤記載された場合でも、受給者の方の控除額には影響はありません。

再度記入もれがないかご確認ください。

16 **返信用封筒に切手を貼って、申告書を封入、投函してください。**



事務処理の都合上、日本年金機構からお送りしている返信用封筒には扶養親族等申告書受付専用の郵便番号を記載しています。

普通郵便でお送りいただく場合、切手の料金は84円です。

■扶養親族等申告書の記入例

年金太郎さんの場合

続柄
年齢
収入

本人（太郎）
67歳
給与
200万円
老齢年金受給
170万円

妻（好子）
67歳
老齢年金受給
90万円
同居

父（一郎）
92歳
障害年金受給
100万円
別居（国内）

孫（豊子）
20歳
収入なし
同居

※身体障害者手帳の交付（1級）を受ける特別障害者

※ 年齢は、令和5年12月31日時点での年齢です。
※ ご記入にあたっては、楷書体のわかりやすい文字での記入をお願いいたします。

令和5年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

提出年月日
令和4年10月4日

提出期限
令和4年XX月XX日

99999 99999 9999
99999 99999 99999

A 受給者

フリガナ
ネンキン タロウ

氏名
年金 太郎

電話番号
03-XXXX-XXXX

生年月日
昭和 31年 11月 30日

1 本人障害

1. 普通障害

2. 特別障害

2 寡婦等

1. 寡婦
(子がいない女性の方)

2. ひとり親
(子がいる方)

3 本人所得

1. 普通所得

2. 特別所得

B 控除対象となる配偶者

4 源泉控除対象配偶者
または
障害者に該当する同一生計配偶者

5 配偶者の区分

6 配偶者障害

1. 普通障害

2. 特別障害

7 同居等の区分

1. 同居

2. 別居

8 配偶者老人区分

1. 非居住者

2. 老人

C 扶養親族 (3人目以降は裏面にご記入ください)

9 控除対象扶養親族 (16歳以上)
または扶養親族 (16歳未満) ※

10 特定・老人の種別

11 障害

12 同居等の区分

13 年間所得の見積額

D 摘要欄

14 摘要

年金 一郎 身体障害者手帳 (1級 令和2年9月1日交付)

年金 一郎 住所 東京都 ○○市△△町X X丁○番地

18

《記入の説明》

● 太郎（本人）について

- 『本人障害』欄は、障害者ではないので記入しません。
- 『寡婦等』欄は、該当しないので記入しません。
- 『本人所得』欄は、900万円を超えないので○をしません。
- 太郎の所得の計算方法

170万円（老齢年金の金額）－110万円（公的年金等控除額）＝60万円

200万円（給与の収入金額）－68万円（給与所得控除額）^{（※）}＝132万円

※200万円 × 30% ＋ 8万円 ＝ 68万円

10万円（年金所得の上限額）＋10万円（給与所得の上限額）－10万円＝10万円

（所得金額調整控除）

所得額 60万円＋（132万円－10万円）＝182万円

● 好子（妻）について

- 『氏名』欄は、氏名・フリガナを記入します。『続柄』欄は、「2. 妻」を○で囲みます。
- 『生年月日』欄は、「5. 昭」を○で囲み、年月日を記入します。
- 『個人番号（マイナンバー）』欄にマイナンバーを記入します。
- 『配偶者の区分』欄は、好子（妻）の年齢は65歳以上で、収入が年金のみで158万円以下ですので、上段に○をします。退職所得はないので、下段には記入しません。
- 『配偶者障害』欄は、障害者ではないので記入しません。
- 『配偶者老人区分』欄は、70歳未満なので、「2. 老人」には○をしません。
- 『同居等の区分』欄は、同居しているので「1. 同居」を○で囲みます。国外居住ではないので、「1. 非居住者」には○をしません。

● 一郎（父）について

- 『氏名』欄は、氏名・フリガナを記入します。
- 『続柄』欄は、「5. 父母・祖父母」に○をつけます。
- 『生年月日』欄は、「5. 昭」を○で囲み、年月日を記入します。
- 『個人番号（マイナンバー）』欄にマイナンバーを記入します。
- 『特定・老人の種別』欄は、「老人扶養親族」に該当するため、「2. 老人」を○で囲みます。
- 『障害』欄は、特別障害者に該当するので「2. 特別障害」を○で囲みます。
- 『同居等の区分』欄は、別居しているので「2. 別居」を○で囲みます。国外居住ではないので、『国外居住の有無』には○をしません。
- 『年間所得の見積額』欄は、「48万円以下」を○で囲みます。※障害年金は所得額計算の際、収入に含まれません。退職所得はないので、下段には○をしません。
- 『摘要』欄に身体障害者手帳等の種類等、および住所を記入します。

● 豊子（孫）について

- 『氏名』欄は、氏名・フリガナを記入します。『続柄』欄は、「4. 孫」に○をつけます。
- 『生年月日』欄は、「7. 平」を○で囲み、年月日を記入します。
- 『個人番号（マイナンバー）』欄にマイナンバーを記入します。
- 『特定・老人の種別』欄は、「特定扶養親族」に該当するため、「1. 特定」を○で囲みます。
- 『障害』欄は、障害者ではないので記入しません。
- 『同居等の区分』欄は、同居しているので「1. 同居」を○で囲みます。国外居住ではないので、『国外居住の有無』には○をしません。
- 『年間所得の見積額』欄は、「48万円以下」を○で囲みます。退職所得はないので、下段には○をしません。

障害者とは

所得税法上の「普通障害者」と「特別障害者」とは、受給者本人または控除対象配偶者もしくは扶養親族の中で、その障害の内容により、次に該当する方をいいます。詳しくは年金事務所または税務署にお尋ねください。

	障害の内容	普通障害者	特別障害者
①	精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方（※1）		該当するすべての方
②	精神保健指定医などから知的障害者と判定された方		重度と判定された方 （療育手帳の障害の程度がA、A1、A2、愛の手帳の1～2度の方）
③	精神に障害がある方で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	右の程度以外の方	精神障害者保健福祉手帳の障害の程度が1級の方
④	身体障害者手帳に身体上の障害がある方として記載されている方	障害の程度が3級から6級までの方	障害の程度が1級または2級の方
⑤	戦傷病者手帳の交付を受けている方	右の程度以外の方	障害の程度が恩給法特別項症から第3項症までの方
⑥	原子爆弾の被爆による障害者として厚生労働大臣の認定を受けている方		該当するすべての方
⑦	常に就床を要し、複雑な介護を要する方（※2）		該当するすべての方
⑧	年齢が65歳以上で、福祉事務所長などから認定されている方	右の程度以外の方	①、②、④の特別障害者と同等程度の障害がある方

※1 「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況」とは、精神上の障害のため物事のよしあしが区別することができないか、できるとしてもそれによって行動することができない状態にあることをいいます。また、「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況」にあることは、医師の診断書によって証明されますが、診断書の写しを申告書に添付する必要はありません。

※2 「常に就床を要し、複雑な介護を要する方」とは、引き続き6ヶ月以上にわたって身体の障害により就床を要し、介護を受けなければ自ら排せつ等を行うことができない程度の状態にあると認められる方のことです。排せつ等の日常生活に支障のある寝たきりのままの方は該当することになります。
なお、「常に就床を要し、複雑な介護を要する方」であることについて、特に証明するものではありませんが、症状が固定すれば身体障害者手帳の交付申請を行うことができます。

所得金額の計算方法

① 収入が公的年金等の場合の所得金額の計算方法は次のとおりです。

● 障害年金、遺族年金は非課税所得ですので、所得には含みません。

※ 公的年金等とは、厚生年金保険、国民年金、共済組合、恩給、厚生年金基金、国民年金基金などです。

「その年に受け取る年金額^(※)」－「公的年金等控除額」＝「公的年金等にかかる雑所得の金額」

※ 「受け取る年金額」とは、社会保険料などが控除される前の合計年金額です。

● 公的年金等控除額は、以下のように年金以外の所得額、年齢と受け取る年金額に応じて異なります。

所得が年金のみ または 年金以外の所得が年間 1,000 万円以下の場合

年金を受け取る人の年齢	受け取る年金額 (A)	公的年金等控除額
65 歳以上	330 万円以下	110 万円
	330 万円超 410 万円以下	(A)×25% + 27 万 5 千円
	410 万円超 770 万円以下	(A)×15% + 68 万 5 千円
	770 万円超 1,000 万円以下	(A)× 5% + 145 万 5 千円
	1,000 万円超	195 万 5 千円
65 歳未満	130 万円以下	60 万円
	130 万円超 410 万円以下	(A)×25% + 27 万 5 千円
	410 万円超 770 万円以下	(A)×15% + 68 万 5 千円
	770 万円超 1,000 万円以下	(A)× 5% + 145 万 5 千円
	1,000 万円超	195 万 5 千円

《計算例 1》65 歳以上の方で受け取っている年金額が 145 万円の場合

145 万円 (受け取る年金額) － 110 万円(公的年金等控除額) ＝ 35 万円 (年間所得の見積額)

《計算例 2》65 歳未満の方で受け取っている年金額が 50 万円の場合

50 万円 (受け取る年金額) － 60 万円(公的年金等控除額) ＝ 0 万円 (年間所得の見積額)

* マイナスとなった場合は所得額は 0 円となります。

年金以外の所得が年間 1,000 万円超～2,000 万円以下の場合

年金を受け取る人の年齢	受け取る年金額 (A)	公的年金等控除額
65 歳以上	330 万円以下	100 万円
	330 万円超 410 万円以下	$(A) \times 25\% + 17 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$
	410 万円超 770 万円以下	$(A) \times 15\% + 58 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$
	770 万円超 1,000 万円以下	$(A) \times 5\% + 135 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$
	1,000 万円超	185 万 5 千円
65 歳未満	130 万円以下	50 万円
	130 万円超 410 万円以下	$(A) \times 25\% + 17 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$
	410 万円超 770 万円以下	$(A) \times 15\% + 58 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$
	770 万円超 1,000 万円以下	$(A) \times 5\% + 135 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$
	1,000 万円超	185 万 5 千円

年金以外の所得が年間 2,000 万円超の場合

年金を受け取る人の年齢	受け取る年金額 (A)	公的年金等控除額
65 歳以上	330 万円以下	90 万円
	330 万円超 410 万円以下	$(A) \times 25\% + 7 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$
	410 万円超 770 万円以下	$(A) \times 15\% + 48 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$
	770 万円超 1,000 万円以下	$(A) \times 5\% + 125 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$
	1,000 万円超	175 万 5 千円
65 歳未満	130 万円以下	40 万円
	130 万円超 410 万円以下	$(A) \times 25\% + 7 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$
	410 万円超 770 万円以下	$(A) \times 15\% + 48 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$
	770 万円超 1,000 万円以下	$(A) \times 5\% + 125 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$
	1,000 万円超	175 万 5 千円

②収入が給与の場合の所得金額の計算方法は次のとおりです。

「給与の収入金額」－「給与所得控除額」＝「給与所得の金額」

●給与所得控除額は、下表のように給与の収入金額に応じて異なります。

給与の収入金額（Ｂ）	給与所得控除額
162 万 5 千円以下	55 万円
162 万 5 千円超 180 万円以下	（Ｂ）×40％－ 10 万円
180 万円超 360 万円以下	（Ｂ）×30％＋ 8 万円
360 万円超 660 万円以下	（Ｂ）×20％＋ 44 万円
660 万円超 850 万円以下	（Ｂ）×10％＋110 万円
850 万円超	195 万円

《計算例》給与の収入金額が 90 万円の場合

90 万円 （給与の収入金額） － 55 万円（給与所得控除額）＝ 35 万円（年間所得の見積額）

③一定の条件に該当する場合、給与所得控除には「所得金額調整控除」の額が加算されます。

● 公的年金等所得と給与所得があり、合計した所得額が 10 万円を超える場合

所得金額調整控除額の計算方法 年金所得額^(※) ＋ 給与所得額^(※) － 10 万円
※：10 万円を超える場合は 10 万円

《計算例》65 歳以上の方で受け取っている年金額が 180 万円

及び給与の収入金額が 200 万円である場合

給与所得控除額 ： 200 万円（給与の収入金額） × 30％ ＋ 8 万円 ＝ 68 万円

所得金額調整控除額：10 万円（年金所得の上限額） ＋ 10 万円（給与所得の上限額）
 － 10 万円 ＝ 10 万円

200 万円 － 68 万円（給与所得控除額） － 10 万円（所得金額調整控除額）
 ＝ 122 万円（給与所得の見積額）

● 給与収入が 850 万円を超え、以下のいずれかに該当する場合

- ・ 本人が特別障害者に該当する。
- ・ 特別障害者に該当する同一生計配偶者または扶養親族がいる。
- ・ 23 歳未満の扶養親族がいる。

所得金額調整控除額の計算方法 $(\text{給与の収入金額}^{(\ast)} - 850 \text{ 万円}) \times 10\%$

※：1,000 万円を超える場合は 1,000 万円

《計算例》給与の収入金額が 1,200 万円で、23 歳未満の扶養親族を有する場合

給与所得控除額： 195 万円

所得金額調整控除： $(1,000 \text{ 万円} (\text{給与の収入の上限額}) - 850 \text{ 万円}) \times 10\% = 15 \text{ 万円}$

$1,200 \text{ 万円} (\text{給与の収入金額}) - 195 \text{ 万円} (\text{給与所得控除額})$
 $- 15 \text{ 万円} (\text{所得金額調整控除額}) = 990 \text{ 万円} (\text{年間所得の見積額})$

④収入が退職手当の場合の計算方法は次のとおりです。

退職所得の金額は退職手当の区分によって計算方法が異なります。

ここでは、「一般退職手当等」について説明しています。退職手当の区分には「一般退職手当等」以外に、役員等以外の者として勤務した勤続年数が 5 年以下である場合の「短期退職手当等」や、役員等として勤務した勤続年数が 5 年以下である場合の「特定役員退職手当等」があり、それぞれ所得金額の計算方法が異なります。

「一般退職手当等」以外の区分がある場合の退職所得の金額の計算方法などについて、詳しくは『国税庁ホームページ』をご確認いただくか、税務署にお尋ねください。

$(\text{「一般退職手当等の収入金額」} - \text{「退職所得控除額」}) \times 1/2 = \text{「退職所得の金額」}$

●退職所得控除額は、退職手当の支払を受ける人の勤続年数に応じて計算されます。

勤続年数 ^(※)	退職所得控除額
20 年以下	40 万円 × 勤続年数
20 年を超える	800 万円 + 70 万円 × (勤続年数 - 20 年)

※勤続期間に 1 年未満の端数があるときは、その端数は 1 年に切り上げて勤続年数を計算します。

長期欠勤や休職の期間も勤続年数に含まれます。

計算した退職所得の金額に 1,000 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた金額が退職所得の金額となります。

⑤収入がその他の場合の計算方法は次のとおりです。

所得の種類	所得金額 ^(※1)
利子所得	利子収入額と同額
配当所得	収入金額－株式等の取得に要した負債の利子
不動産所得	総収入金額－必要経費
事業所得	総収入金額－必要経費
譲渡所得	総収入金額－（取得費＋譲渡費用）－特別控除額 ^(※) ※「特別控除額」は扶養親族等の所得額計算の際は控除されません。 本人所得の計算の際は控除されます。
山林所得	総収入金額－必要経費－特別控除額
一時所得	総収入金額－支出金額－特別控除額
雑所得	公的年金等以外 ^(※2) の場合 総収入金額－必要経費

※1：所得金額には、非課税所得のほか、源泉徴収だけで納税が完結するものや、確定申告をしないことを選択した一定の所得は含まれません。詳しくは、お近くの税務署にお尋ねください。

※2：公的年金等以外とは、個人年金保険、郵便年金などです。

（注）所得金額の計算方法について、詳しくは、お近くの税務署にお尋ねください。

所得金額の早見表

- 所得額とは収入から控除額等を差し引いたものです。
- 控除額は所得の種類ごとに計算方法が異なります。
- 複数の種類の収入がある場合は、種類ごとの所得額を計算し、合計してください。

◇収入が公的年金等の場合

- ・収入額は社会保険料等が差し引かれる前の金額です。
- ・遺族年金・障害年金は含まれません。
- ・共済年金等複数の公的年金等を受給されている場合は合計した収入金額で計算してください。

65 歳以上の方で公的年金等収入のみの方の例

収入額（年間額）	所得額	備考
110 万円以下	0 円	
158 万円	48 万円	158 万円を超える年金収入があれば 所得額 48 万円超
200 万円	90 万円	
205 万円	95 万円	205 万円を超える年金収入があれば 所得額 95 万円超

65 歳未満の方で公的年金等収入のみの方の例

収入額（年間額）	所得額	備考
60 万円以下	0 円	
108 万円	48 万円	108 万円を超える年金収入があれば 所得額 48 万円超
120 万円	60 万円	
135 万円	73 万 7 千 500 円	
150 万円	85 万円	
160 万円	92 万 5 千円	
163 万 3 千円	94 万 9 千 750 円	1,633,334 円を超える年金収入があ れば所得額 95 万円超

◇収入が給与の場合

※年金受給者の場合、公的年金等の所得額と合計した後の金額が申告書に記入いただく際の所得額になります。

収入額（年間額）	所得額	備考
60 万円	5 万円	
103 万円	48 万円	103 万円を超える給与収入があれば 所得額 48 万円超
105 万円	50 万円	
150 万円	95 万円	150 万円を超える給与収入があれば 所得額 95 万円超
1,095 万円	900 万円	1,095 万円を超える給与収入があれば所得額 900 万円超 ※所得金額調整控除が適用されない場合

◇公的年金等と給与の両方の収入がある場合

65 歳以上の方の例

年金収入額（年間額）	給与収入額（年間額）	合計所得額
120 万円	60 万円	10 万円
158 万円	90 万円	73 万円
170 万円	100 万円	95 万円
210 万円	1,000 万円	895 万円

65 歳未満の方の例

年金収入額（年間額）	給与収入額（年間額）	合計所得額
60 万円	60 万円	5 万円
80 万円	90 万円	45 万円
108 万円	95 万円	78 万円
120 万円	100 万円	95 万円

- 収入が公的年金等または給与以外である場合の所得金額の計算方法については、24 ページの④、25 ページの⑤をご覧ください。お近くの年金事務所または税務署にお尋ねください。

例1 給与所得の源泉徴収票

「給与所得控除後の金額（調整控除後）」の欄
の金額が、所得額になります。

「支払金額」の欄の金額が、収入額になります。

上記は例になります。所得額の計算方法について、不明な点は、お近くの税務署にお尋ねください。

年金にかかる源泉徴収税額

■年金にかかる所得税および復興特別所得税の源泉徴収税額は、次の計算式で計算した金額となります。

●計算式内の「社会保険料」とは、年金から特別徴収された介護保険料及び国民健康保険料（または後期高齢者医療保険料）の合計額です。

「扶養親族等申告書」を提出した場合

〔源泉徴収税額の計算〕（1円未満切捨て）

$$\text{源泉徴収税額} = (\text{年金支給額} - \text{社会保険料} - \text{各種控除額}) \times \text{合計税率}^{(*)} \quad (5.105\%)$$

$$※: \text{合計税率} (5.105\%) = \text{所得税率} (5) \times 102.1 / 100$$

退職共済年金受給者の方は、65歳になると源泉徴収税額の計算が変わり、政令で定める一定の額を差し引いた額を控除することになります。

〔源泉徴収税額の計算〕（1円未満切捨て）

$$\text{源泉徴収税額} = \{ \text{退職共済年金の年金支給額} - \text{社会保険料} - (\text{各種控除額} - \text{政令で定める一定の額}^{(*)}) \} \times \text{合計税率} (5.105\%)$$

※ 計算式内の「政令で定める一定の額」とは、47,500円×その年金支給額の計算の基礎となった月数により算出された金額です。

※ 合計税率につきましてはP31「平成25年分の所得税から適用された復興特別所得税」をご参照ください。

◇各種控除額

対 象	控 除 の 種 類	月割控除額《1か月あたり》
受 給 者 全 員	公的年金等控除、 基礎控除相当	【65歳未満の方】 1か月分の年金支払額×25%+65,000円 (最低額9万円)
		【65歳以上の方】 1か月分の年金支払額×25%+65,000円 (最低額13万5千円)
控 除 対 象 配 偶 者 が いる場合	配偶者控除	32,500円 (年額390,000円)
	—または— 老人控除対象配偶者相当	40,000円 (年額480,000円)
控除対象扶養親族が いる場合（16歳以上）	扶 養 控 除	32,500円×人数 (年額390,000円×人数)
	—または— 特定扶養親族控除	52,500円×人数 (年額630,000円×人数)
	—または— 老人扶養親族控除	40,000円×人数 (年額480,000円×人数)
受 給 者 本 人 、 同 一 生 計 配 偶 者 、 扶養親族が障害者の 場合	普通障害者控除	22,500円×人数 (年額270,000円×人数)
	—または— 特別障害者控除	35,000円×人数 (年額420,000円×人数)
	—または— 同居特別障害者控除	62,500円×人数 (年額750,000円×人数)

受給者本人が寡婦、 ひとり親の場合	寡婦控除	22,500 円	(年額 270,000 円)
	または ひとり親控除	30,000 円	(年額 360,000 円)

※ 障害者控除は、扶養親族が年少扶養親族（16 歳未満）である場合においても適用されます。

※ 同居特別障害者控除は、同一生計配偶者または扶養親族のうち特別障害者に該当する人で、受給者本人、その配偶者または受給者本人と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人に適用されます。

「扶養親族等申告書」を提出しない場合

〔源泉徴収税額の計算〕（1 円未満切捨て）

源泉徴収税額 = (年金支給額 - 社会保険料 - 控除額^(※1)) × 合計税率^(※2) (5.105%)

※ 1 【65歳未満の方】 1 か月分の年金支払額 × 25% + 65,000 円（最低額 9 万円）

【65歳以上の方】 1 か月分の年金支払額 × 25% + 65,000 円（最低額 13 万 5 千円）

※ 2 合計税率 (5.105%) = 所得税率 (5) × 102.1 / 100

(※) 合計税率については、下記の「平成 25 年分の所得税から適用された復興特別所得税」をご参照願います。



扶養控除や障害者控除など各種控除に該当する場合、扶養親族等申告書をご提出いただけない場合は、該当する控除が受けられず、ご提出いただいた場合と比べて多くの所得税が源泉徴収される場合がありますのでご注意ください。

各種控除に該当しない場合は、提出されない場合でも源泉徴収税額に差はありません。

平成 25 年分の所得税から適用された復興特別所得税

平成 23 年 12 月 2 日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成 23 年法律第 117 号）が公布され、「復興特別所得税」が創設されました。

- 平成 25 年 2 月に支払われた年金から、所得税および復興特別所得税が源泉徴収されます。
- 復興特別所得税は、平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、併せて源泉徴収されます。
- 源泉徴収される復興特別所得税の額は、源泉徴収される所得税の額の 2.1% 相当額とされています。
- 復興特別所得税の源泉徴収は、所得税の源泉徴収の際に併せて行うこととされているため、源泉徴収の対象となる支払金額等に対して合計税率を乗じて計算した金額を源泉徴収します。
- 源泉徴収税率は次の計算で求めることになります。

合計税率	=	所得税率	×	102.1	/	100
------	---	------	---	-------	---	-----